

悠久の時を刻む原生の森

芦生の森は、日本海の宮津に流れ込む延長 146km の由良川が流れ始める源流域です。植物学者中井猛之進博士が「植物を学ぶものは一度は芦生演習林を見るべし」と書かれたほど有名な森で、冷温帯下部に属する天然林は西日本では屈指であり大変貴重な森です。

【植生】日本海型と太平洋型の移行帯に位置していることから、天然林は様々な要素の種から構成され種類の多いことがこの森林の特徴となっています。木本植物 243 種、草本植物 532 種、シダ 85 種が確認されています。

【動物相】ニホンザル、ツキノワグマ、シカ、イノシシ、イタチ、テン、アナグマ、ムササビなどまた特別天然記念物のニホンカモシカやヤマメなども生息する豊かな森です。

芦生の森ネイチャーガイドハイキング

お申込方法・注意事項

- お申込に際しては、参加者全員の①お名前②ご住所③お電話番号④生年月日（傷害保険用）をお知らせ下さい。
- お申込み締切は実施日の 7 日前とさせていただきます。
*キャンセル料:7~2 日前参加費の 30%、前日 40%、当日 50%、開始後 100%
- 参加中に負傷または事故（死亡事故を含む）が発生した場合、補償は当社約款に定められた保険の補償範囲内となります。
- 参加対象は小学生高学年（保護者同伴に限る）から概ね 70 歳までの健康な方で、整備されていない山道での登山が可能な方。また、集団での登山行動を乱さない方。（丸太の橋や川を渡ることもあります。）
- ハイキングに支障のある持病をお持ちの方は、ツアーの安全管理上事前にお申出下さい。

- 宿泊施設 美山町自然文化村 河鹿荘 和室（バス・トイレ無し）
- この旅行条件は、2011 年 8 月 1 日現在の運賃・料金を基準としています。
- 添乗員：全行程同行いたします。
- 最少催行人員：15 名様

由良川の恵みに感謝

（由良の門；舞鶴市）

『由良の門を わたる舟人 櫂をたえ行方を知らぬ 恋の道かな』

小倉百人一首に収められているこの歌は、これまで人々に最も親しまれた由良川の歌の 1 つといえます。流域の人々は古来より、由良川の水を田に引く工夫を重ね、川面に魚影を求めてきました。また、由良川を渡り、人や物が上り下りしていました。そして、由良川の恵みに感謝し、水禍の無事を祈ってきました。さらに、由良川の四季の風情に詩歌をつくり川を通じて情感を高めてきました。

由良川の自然環境

“水辺の緑として河畔林が連なり、最上流の広大な大学研究林は原生林の趣を残しています。サケの遡上する南限の大河であり、天然アユが遡上する 100 名川の一つとなっています。太古の河川争奪により太平洋系の淡水魚（オヤニラミ、イトモロコなど）も棲んでいます。霧の由良川と言われるように丹波霧で名高い河川です。（国土交通省 HP より）

ご旅行条件書（要約）
お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

■募集型企画旅行契約
この旅行は（株）JTB 西日本（観光庁長官登録旅行業第 1768 号）以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の類によります。

■旅行のお申し込み及び契約成立時期
（1）所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
（2）電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払をさせていただきます。
（3）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
（4）お申込金（おひとり）20%→ご旅行代金まで

■旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって 13 日目にあたる日より前（お申し込みが閉鎖の場合は当社が指定する期日までに）にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

取消料	旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。	
	契約解除日	取消料金（お 1 人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1. 11 日目にあたる日以前の解除	無料
	2. 10 日目にあたる日以降の解除（3～6 を除く）	旅行代金の 2.0%
	3. 7 日目にあたる日以降の解除（4～6 を除く）	旅行代金の 3.0%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 4.0%
	5. 当日の解除（6 を除く）	旅行代金の 5.0%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

装備・持ち物について

- 雨具（カッパ）、行動中に必要なお茶、濡れたときのための着替え、履き替え用の靴や防寒着などは必要に応じてお客様ご自身でご用意下さい。
- 靴はトレッキングシューズ（スニーカーは不可）を基本としますが、当日の天候やコースによっては長靴の方が安全で快適な場合があります。ただし、履ききれない場合は濡れても構わない靴をお履きいただき、履き替えの靴をご用意下さい。
- 荷物は、リュックサック（デイバック）に入れてください。当日の状況により昼食を各自リュックに入れてもらう場合もあります。ハイキングに適した服装を心掛けてください。ズメバチ対策として、黒っぽい服装は避け、帽子をおかぶりください。

その他

- 芦生の森に精通した地元ガイドが 1～2 名同行し、ご案内いたします。雨天決行ですが、天候など当日の現地状況によっては、ガイドの判断で中止または、コースやスケジュールの変更をする場合があります。安全確保のためにご了承下さい。
- 京都大学研究林内は、森林生態の重要な研究地でもあり、環境保護のためガイドの指示に従い、動植物等の採集禁止など入林規則をお守りください。
- 歩行禁煙厳守願います。
- 酒気帯びでのハイキングご参加は安全管理上支障をきたす場合がありますのでご遠慮ください。

●旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないがざりエコノミークラス）、宿泊費、食費、及び消費税など諸料
これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費などの諸費用及び個人の費用は含みません。）

●特別補償
当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

●死亡補償金：150 万円・入院見舞金：2 万円～20 万円・通院見舞金：1 万円～5 万円・携行品損害補償金：お客様 1 名につき～5 万円（但し、補償対象品 1 個あたり 10 万円を限度とします。）

●旅行内旅行保険への加入について
旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することを勧めます。詳細については、販売店の係員にお問合せください。

●事故等のお申し出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員、現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について
（1）当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手帳に必要な範囲内で利用させていただきます。

（2）当社は、旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乘される航空便名等に係る個人情報をお知らせする電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は 2011 年 8 月 1 日を基準としています。又、旅行代金は 2011 年 8 月 1 日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。

- 企画協力・・・ NPO 法人北近畿みらい
- 旅行企画・実施 JTB 西日本 観光庁長官登録旅行業第 1768 号 一般社団法人日本旅行業協会 正会員
- 後援・・・ 国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所、南丹市、京丹波町、綾部市、福知山市、NPO 法人由良川流域ネットワーク、南丹市美山エコツーリズム推進協議会

お申込先：JTB 西日本福知山支店 京都府福知山市天田 7-12 営業時間 10:00～18:00
日・祝日・12/30～1/3 休業

旅行業務取扱管理者：河村泰正
旅行業務管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

電話 0773-22-5125